



平成 29 年度

東京都の 中小企業向け融資制度の ご案内

「東京都中小企業制度融資」とは…

中小企業のみならず、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。

- 創業、事業拡大、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。
- 融資と併せて、信用保証料の補助や経営支援を受けられる融資メニューがあります。

新規・拡充内容

「ビジネスチャンス・ナビ 2020」と連携したメニューを新設	東京都をはじめとする中小企業支援機関※が運営する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用して受注機会の拡大を目指す中小企業の資金調達に活用できる「ビジネスチャンス・ナビ 2020 連携特例」を新設しました。
商工団体等と連携して中小企業の経営改善をサポート	経営の安定化に活用できる「経営支援融資」において、商工団体等の経営支援を受けて改善計画を策定した場合の信用保証料の補助を拡充します。

※東京都、東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、公益財団法人東京都中小企業振興公社を構成団体とする中小企業世界発信プロジェクト推進協議会が運営

ご利用いただける方

- 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者又は組合

（保証対象とならない業種：農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、宗教法人等）
▶ 中小企業者とは、以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者です。 ※ 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項による。

	製造業等	卸売業	小売業	サービス業
① 資本金	3 億円以下	1 億円以下	5,000 万円以下	5,000 万円以下
② 従業員数	300 人以下	100 人以下	50 人以下	100 人以下

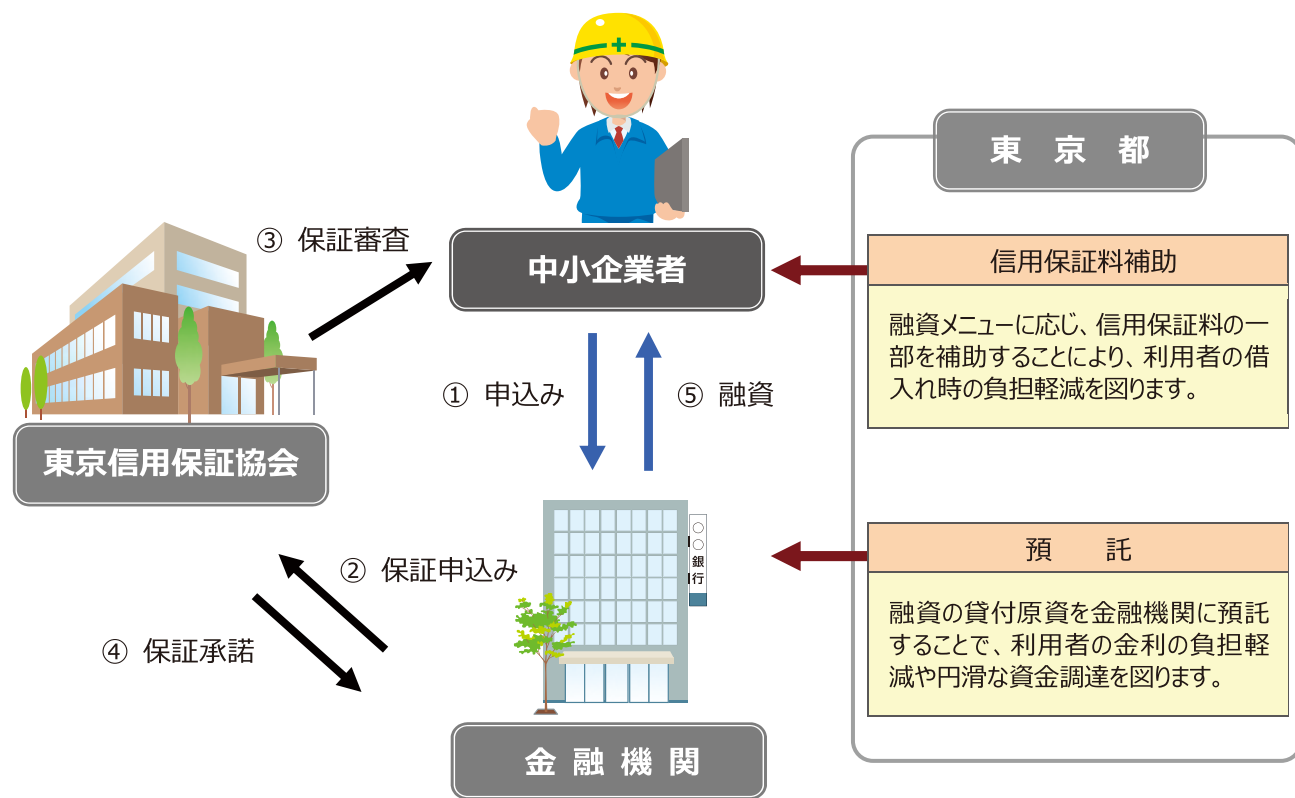
このうち、従業員数が製造業等 20 人以下（卸・小売・サービス業は 5 人以下）の事業者等は**小規模企業者**となります。

- 許認可等が必要な業種にあっては、当該許認可等を受けている（又は、受ける）こと。
- 事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
- 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

このパンフレット掲載の情報は、平成 29 年 4 月 1 日時点のものです。

制度融資のしくみ（お申込みの流れ）

- 東京信用保証協会は、利用者が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証することで利用者の信用を補完し、金融機関は、東京都の定めた条件で運転資金や設備資金の融資を行います。
- 東京都は、利用者が東京信用保証協会に支払う信用保証料の補助や、金融機関に対する貸付原資の預託などにより、利用者の負担軽減や円滑な資金調達を図ります。



【お申込みの流れ】 ※ 融資のお申込み・ご相談先については裏面をご覧ください。

- ①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口で融資をお申込みください。東京信用保証協会への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みと併せて行います。
- ③④ 東京信用保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。
- ⑤ 東京信用保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。

保証人・物的担保

- 法人の場合 … 代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。
- 個人の場合 … 連帯保証人は原則として不要です。
- 組合の場合 … 原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の組合の事情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。
- 既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が 8,000 万円以下の場合は、原則として無担保とします。合計が 8,000 万円を超える場合は、物的担保が必要となります。

※ 詳細については、融資ごとに定めます。

その他の注意事項

- 以下の(1)～(7)のいずれかに該当する場合は、東京都中小企業制度融資をご利用いただけません。
- (1) 東京信用保証協会又はその他の信用保証協会の保証付融資の返済が不能となり、かわって東京信用保証協会又はその他の信用保証協会から金融機関に対する支払い（代位弁済）を受けた先で、東京信用保証協会又はその他の信用保証協会に債務（求償債務）が残っている場合
- (2) 原則として、東京信用保証協会又はその他の信用保証協会に対し、求償権の保証人として保証債務を負っている場合
- (3) 銀行取引停止処分を受けている場合（原則として1回目の不渡りを出して6か月を経過していない場合を含む。）。なお、法人の代表者が銀行取引停止処分（1回目の不渡りを含む。）を受けている場合は、当該法人も原則として利用できません。
- (4) 破産、民事再生、会社更生等法的手続中又は内整理等私的手続中の場合（それぞれ、申立て中の場合を含む。）。ただし、民事再生法等に基づく再生計画の認可を受けた場合などは「企業再建」の申込みができる場合もあります。
- (5) 最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされた場合
- (6) 東京信用保証協会又はその他の信用保証協会の保証付融資又は金融機関固有の融資について、延滞等の債務不履行がある場合
- (7) 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- 申込みにあたっては、あっせん料、仲介手数料等を要求する、いわゆる金融あっせん屋にご注意ください。金融あっせん屋等の第三者が介入する保証申込みは一切取扱いいたしません。
- 保証契約にあたっては、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ適切な対応に努めることとしています。
- このパンフレットは、東京都中小企業制度融資の内容をお知らせするものです。個別の融資については審査の上で実行するため、ご希望に添えない場合があります。また、法律の認定・承認等が要件になっている融資メニューについても、認定・承認等によって自動的に融資、保証に結びつくものではありません。
- 融資条件は、融資メニューやお申込み内容によって異なりますので、詳細はお近くの取扱指定金融機関又は下記窓口までお問い合わせください。

融資のお申込・ご相談窓口

東京都（ [http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/](http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/) ）

産業労働局金融部金融課	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 24 階北側	03 (5320) 4877
島しょ		
大島支庁 産業課	04992 (2) 4431	八丈支庁 産業課 04996 (2) 1113
三宅支庁 産業課	04994 (2) 1312	小笠原支庁 産業課 04998 (2) 2122

東京信用保証協会（ <http://www.cgc-tokyo.or.jp/> ）

本店（千代田・中央・港・島しょ）	03 (3272) 3151	上野 支店（文京・台東・北）	03 (3847) 3171
池袋 支店（豊島・板橋・練馬）	03 (3987) 5445	渋谷 支店（世田谷・渋谷）	03 (5468) 0135
五反田 支店（品川・目黒）	03 (5447) 8250	葛飾 支店（葛飾）	03 (5680) 0801
錦糸町 支店（墨田・江東・江戸川）	03 (5608) 2011	大田 支店（大田）	03 (5710) 3610
新宿 支店（新宿・中野・杉並）	03 (3344) 2251	立川 支店（八王子支店担当地域以外の多摩地区）	042 (525) 6621
千住 支店（荒川・足立）	03 (3888) 7231	八王子 支店（八王子・町田・日野・多摩・稲城）	042 (646) 2511

創業に関する相談・申込		
創業アシスタラ* (23 区・島しょ)	03 (3272) 2279	創業アシスタラ* 多摩分室（多摩地区） 042 (525) 3101

その他の相談窓口

東京都中小企業団体中央会	03 (3542) 0386	(公財) 東京都中小企業振興公社 (城東、城南、多摩各支社でも応じています)	03(3251)7881~2
東京都内の商工会議所・商工会			

東京都産業労働局金融部金融課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 24 階北側 TEL 03-5320-4877 (直通)

[http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/](http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/)

東京都 制度融資

検索

平成 29 年度 東京都中小企業制度融資一覧 **NEW** : 平成 29 年度新設・拡充

平成 29 年 4 月 1 日現在

融資メニュー		資金の特徴	融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ^{※1}		融資利率 ^{※2}	信用保証料補助	
				運転資金		設備資金			
様々な事業運営に活用	小規模企業向け融資	小口 ^{※3} 〔国の全国統一保証制度〕	小口資金を調達	従業員数が製造業等 20 人以下（卸・小売・サービス業は 5 人以下）の事業者等であって、この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資合計残高が 1,250 万円以下のもの	1,250 万円	7 年以内	10 年以内	1.9%以内～2.5%以内*	全事業者 1/2
		小規模企業	事業資金を調達	従業員数が製造業等 30 人以下（卸・小売・サービス業は 10 人以下）の中小企業者	8,000 万円	7 年以内	10 年以内	2.1%以内～2.7%以内	—
	一般事業資金融資	事業一般	事業資金を調達	一般的な事業資金を調達する中小企業者等	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	7 年以内	10 年以内	金融機関所定	—
				取引先から商品・サービス等の発注を受け、2 年以内に売上金が入金される契約があり、その契約を履行するための資金を必要とする中小企業者等	1 億円 (2 億円)	2 年以内	—		
				(A) 「ビジネスチャンス・ナビ 2020」に登録していること	1,000 万円	5 年以内			
				(B) 「ビジネスチャンス・ナビ 2020」に登録し、かつ掲載された入札・調達案件を受注したこと	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	5 年以内	—		
		クイック ^{※3}	つなぎ資金を迅速に調達 (原則 3 営業日以内で保証審査)	(1)・(2)のいずれも満たす法人（医業を主たる事業とする法人及び特定非営利活動法人を除く） (1)都・都内区市町の保証付融資制度を利用し、約定(元金)返済を 1 年以上継続 (2)経常利益を計上し、債務超過でなく、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関する確認書類を提出	5,000 万円	5 年以内			
極度枠設定	限度額内で繰返し資金調達	同一事業を 2 年以上営み、経常利益を計上し債務超過でない法人、又は課税される所得金額がある個人事業者	1 億円 (2 億円)	2 年以内	—				
組合向け ^{※3}	組合の事業資金や組合員への転貸資金を調達	事業協同組合等	(2 億円) 〔転貸 1 組合員 3,500 万円〕	7 年以内	10 年以内	2.1%以内～2.7%以内			
新たな事業展開に活用	創業融資	創業 ^{※3}	新規の創業資金、創業後の事業資金を調達	(1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している (2) 創業した日から 5 年未満である中小企業者等 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から 5 年未満の会社	2,500 万円 (1)は、自己資金に 1,000 万円を加えた額の範囲内・※4	7 年以内	10 年以内	1.7%以内～2.3%以内*	全事業者 1/2
	産業力強化融資	設備更新・企業立地促進	機械・設備の更新・増強	事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の増強、改良、補修等、又は建物の改修、建替（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行う中小企業者	2 億 8,000 万円	—	10 年以内	1.7%以内～2.4%以内	全事業者 2/3
			工場・事務所・店舗の新増設	都内で工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者		15 年以内	全事業者 1/2		
		海外展開支援	販路拡大等の海外展開に対応	日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、東京都中小企業振興公社の支援、自らの取組により、海外展開事業計画を策定し、実行に取り組む中小企業者	2 億 8,000 万円	10 年以内	1.7%以内～2.2%以内	全事業者 1/2	
		チャレンジ	新製品の開発、事業の多角化、事業継続計画（BCP）の策定・実施等	(1) 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業を行う (2) 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を行う (3) 平成 29 年度において東京都が重点的に支援を行う事業等に取り組む	1 億円 (2 億円)	10 年以内	1.7%以内～2.2%以内 (経営革新計画又は BCP に係る支援を受けた場合 上記より 0.2% 優遇)	—	
政策特別	融資とあわせ経営や販売のアドバイス等経営支援を実施	新たな事業展開や経営改善などの前向きな取組を行う中小企業者等（取扱金融機関ごとに融資限度額、融資期間、融資利率等は異なります。詳細は東京都のホームページをご覧ください。）	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	金融機関所定	金融機関所定	全事業者 0.2%相当分			
経営の安定化に活用	経営支援融資	災害緊急	東日本大震災の被害に対応	東日本大震災復興緊急保証に係る区市町村長等の認定等を受けた中小企業者等	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)			1.5%以内～2.0%以内*	全事業者 1/2
		経営セーフ	売上の減少、取引先の倒産、災害等に対応	セーフティネット保証（売上の減少、取引先の倒産、災害などにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者等について保証限度額を別枠で設定）に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者等	1 億円 (2 億円)	10 年以内		1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
		経営一般		(1) 最近 3 か月の売上が前年同期比 5%以上減少又は減少見込 (2) 最近 3 か月の売上が平成 20 年 8 月以前の直近同期比 5%以上減少又は減少見込 (3) 売上原価の 20%以上を占める原油等仕入価格が 20%以上上昇の一方で価格転嫁できていない (4) 金融機関からの総借入金が前年同期比 10%以上減少 (5) 倒産等企業に事業上の債権を有している (6) 災害により事業活動に影響を受けている (7) 東京都知事が指定するもの		いずれかに該当するもの			
		事業承継 ^{※3}		(1) 事業承継を 10 年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組む (2) 事業承継をした日から 5 年未満で、事業計画を策定し経営安定化等に取り組む (3) 経営承継関連保証に係る経済産業大臣の認定を受けている		いずれかに該当するもの			
		都経営力強化 〔国の全国統一保証制度〕	外部の専門家の支援を受けつつ経営基盤を強化	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定・実行を通じて経営力の強化に取り組む中小企業者等	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	5 年以内	7 年以内 〔借換の場合 10 年以内〕	1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
		NEW 経営支援特別	商工団体等と連携して中小企業の経営改善をサポート	東京信用保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、東京都中小企業振興公社又は東京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定する中小企業者等に対し、信用保証料補助を拡充 ・ 全事業者 2 分の 1 補助メニュー ⇒ 全事業者 3 分の 2 補助 ・ 小規模企業者 2 分の 1 補助メニュー ⇒ 小規模企業者 3 分の 2 補助、その他の中小企業者 2 分の 1 補助	融資条件は、本特例を適用する経営支援融資メニューに従う				左記参照
		企業再生支援融資	企業再建	事業を再建	民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、計画認可後 3 年を経過しておらず、完遂していない中小企業者等	2 億円	10 年以内		金融機関所定
リバイバル支援	中小企業再生支援協議会など公的機関の支援等を受け、事業再生に取り組む中小企業者等		1 億円	10 年以内					
特別借換	月々の返済負担を軽減		事業計画を策定し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む中小企業者等	既往の保証付融資残高及び事業計画の実施に必要な資金の範囲内	10 年以内	—	小規模企業者 1/2		
借換			複数口の都・都内区市町の保証付融資制度を利用し約定返済を 1 年以上継続している中小企業者等	5,000 万円	10 年以内	—	—		

このほか、災害により損失を受けた中小企業者等を対象とした災害復旧資金融資などを実施しています。

※1 据置期間を含みます。
 ※2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率(※)のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。
 ※3 その他特例制度があります。詳細は、右ページをご覧ください。
 ※4 区市町村の認定特定創業支援事業の支援を受けた場合、融資限度額を 500 万円上乘せします。

その他特例制度

融資メニュー		融資対象	融資条件等	
小規模企業向け融資	小口	経営指導特例	商工会議所・商工会の経営指導を 1 年以内に 6 か月以上複数回受けたもの	融資利率を 0.4%優遇
		経営革新特例	経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたもの	融資利率を 0.4%優遇
		短期つなぎ特例	都・都内区市町の保証付融資制度を利用し、約定(元金)返済を 1 年以上継続しているもの	原則 3 営業日以内で保証審査(融資限度額 300 万円、融資期間 2 年以内)
一般事業資金融資	クイック	短期つなぎ特例	東京都中小企業制度融資一覧表中の「クイック」の「融資対象」の(1)を満たすもの	原則 3 営業日以内で保証審査(融資限度額 500 万円、融資期間 2 年以内)
	組合向け	官公需適格特例	官公需適格組合としての証明を受けた組合	融資利率を 0.1%優遇
創業融資	創業	創業支援特例	区市町村の認定特定創業支援事業による支援又は商工団体等による創業支援を受けたもの	融資利率を 0.4%優遇
経営支援融資	事業承継	事業承継支援特例 [※]	地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会からの支援及び東京都中小企業振興公社による事業承継・再生支援事業による支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇

※ 事業承継支援特例と経営支援特例の併用はできません。

融資利率

- 融資利率は、融資メニュー、融資期間、責任共有制度の対象・対象外等によって異なります。
 (1) 責任共有制度対象 : 信用リスクの 80%を東京信用保証協会が、20%を金融機関が負担
 (2) 責任共有制度対象外 : 信用リスクの全てを東京信用保証協会が負担
- 融資メニューには、固定金利・変動金利を選択できるものがあります。
 詳細については、ご利用になる取扱指定金融機関にご相談ください。

信用保証料

- 信用保証料とは、東京信用保証協会が債務の保証を行うために、利用者に負担していただく費用です。
- 信用保証料率は、責任共有制度の対象・対象外や経営状況等によって異なります。東京都中小企業制度融資の信用保証料率は、一般的な信用保証料率よりも低く設定されており、さらに、東京都が、信用保証料の一部を東京信用保証協会に対して補助することを通じて、利用者の負担軽減を図っています。

責任共有制度の対象となる場合

区分(残高を含む合計額)	信用保証料率(年率)	
500 万円以下	0.27% ~ 1.19%	
1,000 万円以下	0.33% ~ 1.33%	
1,000 万円超	有担保	0.35% ~ 1.39%
	無担保	0.45% ~ 1.49%

責任共有制度の対象外となる場合

区分(残高を含む合計額)	信用保証料率(年率)	
500 万円以下	0.30% ~ 1.38%	
1,000 万円以下	0.37% ~ 1.54%	
1,000 万円超	有担保	0.40% ~ 1.62%
	無担保	0.50% ~ 1.72%

※ セーフティネット保証等の特例保証が適用される場合は 0.34%～0.80%、「企業再建」を利用する場合は東京信用保証協会の定めるところによります。

※ 「中小企業の会計に関する基本要領」の全ての項目について財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士が適用状況を確認した書類（責任共有制度かつ保証料率弾力化対象となる保証を利用する場合）、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類、公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書（写し）のいずれかを提出した場合、信用保証料率が 0.1%優遇されます（ただし、個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。）。